

(目的)

第1条 この基準は、郡山市図書館における図書館資料について、収蔵スペースの有効活用と市民サービスの向上を図る観点から廃棄の基準を定め、蔵書の鮮度を保持しながら利用価値の高い資料の充実を図ることを目的とする。

(図書館資料の廃棄)

第2条 図書館資料(以下「資料」という。)

(1) 不用資料

- ア 破損、汚損が著しく、補修が困難なもの
- イ 複本、類本があって利用頻度の低いもの
- ウ 実用書等において、時間の経過によって内容が古くなり資料的価値のなくなったもの
- エ 増補、改訂等によって、既存資料の内容を含む、より完全な資料が入手された場合における当該既存資料

(2) 亡失資料

- ア 3年以上続けて所在が不明なもの
- イ 貸出時から3年以上経過し、回収が不能なもの
- ウ 災害などの事故により亡失したもの
- エ 利用者が紛失した資料

(3) 数量更正

- ア 合冊、または分冊によるもの

(4) 逐次刊行物

- ア 雑誌、新聞の廃棄は、別表の保存年を超えたものとする。

(適用除外)

第3条 次に掲げる資料は、廃棄基準より除外することができる。

(1) 郷土資料

(2) 資料内容の新旧にかかわらず、各分野の基礎的又は、特殊な分野の専門書及び研究書、歴史的価値を有するもの

(3) 類書がないか又は極端に少ない分野のもの

(4) 品切、絶版等により再び収集することが困難で、かつ資料的価値の高いもの

(廃棄の決定)

第4条 廃棄の決定は、図書選定委員が基準に基づき選定し、館長の決裁を受ける。

(廃棄の手続き)

第5条 廃棄が決定した資料は、蔵書から抹消する。

2 備品資料については、郡山市財産規則(昭和40年郡山市規則第50号)及び郡山市財務規則(昭和48年郡山市規則第50号)による手続きをする。

附 則

この基準は、平成7年10月1日から施行する。